

平成 25 年度新宿区外部評価委員会第 1 部会 第 8 回会議要旨

<開催日>

平成 25 年 7 月 31 日（水）

<場所>

区役所本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

加藤部会長、小池委員、野澤委員、福井委員、藤野委員

事務局（3 名）

中山行政管理課長、三枝主査、担当 1 名

説明者（5 名）

安全・安心対策担当副参事、危機管理課長、建築指導課長、建築調整課長、特命プロジェクト推進課長

<開会>

【部会長】

第 8 回会第 1 部会を開会します。

本日は、前回に引き続き計画事業のヒアリングを行います。

対象となる事業は、計画事業 47「災害情報システムの再構築」、48「災害用避難施設及び備蓄物資の充実等」、49「安全推進地域活動重点地区の活動強化」、55「アスベスト対策」、67「細街路の拡幅整備」、78「歌舞伎町地区のまちづくり推進」、以上の 6 事業となります。

最初に、49「安全推進地域活動重点地区の活動強化」について、危機管理課安全安心対策担当へのヒアリングを行います。

ヒアリングに入る前に、本日の趣旨についてご説明します。

外部評価委員会は、テーマごとに委員会を 3 つの部会に分けています。この第 1 部会のテーマは「まちづくり、環境、みどり」です。

今年度は第二次実行計画期間の 4 年間のうち、1 年目の評価となります。今年度の外部評価委員会では、今年度内部評価を実施した計画事業のうち、まちづくり編の中から半数の事業を抽出して評価します。外部評価を実施する事業は、ほぼ全てヒアリングを実施します。

本日は 1 つの事業について、事業の体系及び内容の説明 10 分、質疑時間 10 分、調整時間 5 分の、計 25 分の想定でヒアリングを行います。質問が終了しなかった場合などに、文

書による質問をする場合もあります。

ではヒアリングに入ります。

はじめに 49「安全推進地域活動重点地区の活動強化」についてご説明をお願いします。

【説明者】

<説明者紹介>

よろしく申し上げます。

まず、区の施策体系における、この事業の位置づけについてご説明します。区は、まちづくりの基本目標として「Ⅲ 安全で安心な質の高い暮らしを実感できるまち」を掲げています。この基本目標を実現するために、個別目標として「4 日常生活の安全・安心を高めるまち」を掲げ、安全・安心なまちづくりを目指しています。さらに、その個別目標の下に幾つかの基本施策があり、その 1 つに「① 犯罪の不安のないまちづくり」があります。これは、犯罪から新宿のまちを守り、誰もが安心して暮らすことのできるまち、訪れる人にとっても心から愛着の持てるまち新宿を、区民、事業者、区が相互に連携、協働し、一体となって創造していくことを定めた「新宿区民の安全・安心の推進に関する条例」（以下「安全・安心条例」という）に基づき、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するもので、そのための取組の 1 つがこの事業です。

体系については以上です。続いて事業の内容についてご説明します。

安全・安心条例に基づく「安全推進地域活動重点地区」（以下「重点地区」という）の指定の拡充を進めます。さらに、一定地域内にある複数の重点地区や防犯ボランティアグループが、それぞれの課題や共通する問題点などに対し、連携して対策を検討したり、問題解決を図ったりすることで、重点地区の活動強化を図り、防犯意識の高揚と犯罪抑止に寄与していくものです。重点地区というのは、安全・安心条例の第 12 条に「区民、事業者及び各種団体は、安全推進地域活動を自主的かつ積極的に実践している場合は、区長に対し、その実践している地域を安全推進地域重点地区として指定するよう申出を行うことができる」と規定されているものです。いわゆる手挙げ方式により、自主的にパトロール活動や子供の見守り活動といった防犯活動を実施している団体を指定し、指定された団体に対して、ベスト、キャップ、腕章や合図灯、各種防犯ステッカー等のパトロール用の防犯資機材の提供や、防犯カメラ設置の補助などの支援を行っています。重点地区の延べ指定数を、24 年度に 90 団体、25 年度 95 団体、26 年度に 100 団体、27 年度に 105 団体とすることを事業の目標としています。24 年度の実績としては、12 団体を新たに指定しまして、指定数は延べ 93 団体、達成率は 103.3%でした。また、今年度既に 2 団体を指定しましたので、現在までのところ延べ 95 団体が指定されています。

「防犯ボランティアグループ」というのは、重点地区にまで至らない比較的小規模のグループで防犯活動を行っている団体でございます。こちらに対しても、区にご登録いただいたうえで、重点地区に準じた支援を行っています。

その他の取組としては「防犯リーダー実践塾」というものを行っています。区内の重点

地区や防犯ボランティア、防災サポーターの方々の中から希望者を募り、年1回1日の防犯研修を行います。内容としては、立正大学の小宮教授が提唱している犯罪機会論に基づき、地域安全マップの作成などにより危険箇所を発見し、犯罪の発生を抑止する「景色解読力」を学ぶものです。これを受講した方が、それぞれの自分の地域で同じように地域安全マップを作成することなどにより、地域での危険箇所の把握などに役立てていただき、それに基づいてパトロール計画を立てるなど、地域の防犯活動に役立てていただいています。

次に、重点地区等における協働事業についてご説明します。重点地区は増えてきていたものの、重点地区が相互に連携した活動が行われていませんでした。そのため、第二次実行計画から取り組んでいる事業です。一定の地域内にある重点地区や防犯ボランティアグループが幾つか集まって、それぞれの地区で抱えている課題や共通した問題点などについて検討を行ったり、地元エリアのフィールドワークを通して危険な個所を再認識したりすることで、地域の連携を深めて防犯力を向上していこうというものです。昨年度は、若松地区と四谷地区の2地域で実施しました。本年度は、都内、区内ともに増加傾向にある空き巣などの侵入窃盗への対策として、区内で増加傾向にある3地域で、侵入窃盗対策に関する防犯講習会などを実施していこうと考えています。

次に、万引き防止についてご説明します。新宿区は、都内で最も万引きの多い地域です。その対策のため、平成23年度に「新宿区万引き防止対策協議会」を設立しました。その協議会の中で「万引き防止啓発のDVDを作成して、広報啓発を図っていく」という方針が決まりました。これを受けて、平成23年は成人、高齢者向け、平成24年は子供の保護者向けのDVDを作成しました。これをケーブルテレビで放映したり、貸し出して各種防犯行事、非行防止教室などで上映することで、万引き防止啓発を行っています。

また、今年度は「万引きしにくい店舗づくり」ということで、お店に対する啓発に取り組んでいるところです。区内の万引きの件数は、24年が1359件、前年比でプラス101件、25年は6月末現在で593件、昨年比マイナス117件となっています。

また、これまでは新宿区がずっと1位だったのですが、今年はこれまでのところ渋谷区が1番多くなっている状況です。

次に、新宿区安全・安心情報ネットについてご説明します。これは、新宿区内あるいは区周辺における不審者や事件、火災に関する情報を、ご登録いただいている方にメール配信する事業です。警察や消防、区民の方などから得られた情報を「不審者情報」「事件情報」「その他の防犯情報」「火災情報」の4つのカテゴリーに分けて配信しています。24年は不審者情報が50件、事件情報が67件、その他が24件の計141件のメールを配信しました。本年は、これまでのところ35件を配信しています。

以上のような安全・安心に対する取組の結果、区内の犯罪発生件数は、平成17年の11,252件から昨年は9,377件と、1875件、約16・7%の減少となっています。本年は、6月末現在4,071件で、昨年比マイナス375件となっています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

【委員】

新宿区でスクールパークが設置されているのは1か所ですか。

【説明者】

はい。1か所です。

【委員】

そこは、放課後開放していますよね。近年、学校に不審者が侵入するといった事件が発生していますが、これに対する取組は何か行っているのでしょうか。

【説明者】

現在のところ学校や地域の方による、子供の見守り活動、「ピーポ 110 ぼんのいえ」といった取組や、警察との連携による警戒等により行っています。

【委員】

2点、意見としてお聞きください。

学校の施設について、不審者を校内に侵入させない方法を検討する必要があると思います。

それから、公衆トイレについて、特に夜間は周辺から見えづらかったり、暗かったりして、防犯上課題があると思います。

以前よりは改善されてきていますが、今後もよろしくお願い致します

【委員】

内部評価によると、担当する職員数が0.7人とのことですが、これだけ多岐に渡る事業を、1人に満たない職員で、どのように処理されているのでしょうか。

【説明者】

安全推進に関する事業は、この事業のほかに経常事業にもありまして、両方の職員数を合わせると1.5人になります。区には、警察から派遣されている職員が、私も含めて2名いますが、その2名が中心となって行っている事業です。それから、私たちだけでやっているものではなく、常に警察と連携した形で進めていますので、お見込みのとおり業務量が多い事業なのですが、実施できています。

【委員】

ボランティアや地域の方からのご協力は得ているのでしょうか。また、そういった方たちへの指導などは行っているのでしょうか。

【説明者】

安全・安心に関するパトロールなどを実際にやっていただくのは、重点地区のボランティアの方たちです。私たちは講習会や指導等を行っています。

【委員】

万引き防止啓発DVDを、授業の一環として生徒に見てもらうなど、学校と連携した活動はしていますか。

【説明者】

DVDは警察にも配布していますので、警察が学校で行う非行防止教室で使用しているほか、学校に対してDVDを貸し出すこともあります。

【委員】

安全・安心情報ネットで発信する情報について、ボランティアの方から情報提供を受けることはできるのでしょうか。

【説明者】

防犯ボランティアの方から、犯罪に関する情報、不審者情報等の提供があれば、それに基づいて不審者情報、メールを配信しています。

【委員】

これまでに、そういった事例はあったのでしょうか。

【説明者】

重点地区のボランティアの方から情報をいただいた事例はあります。それから、学校等からの情報提供もありました。

【部会長】

重点地区が95あるとのことですが、これを分布で表すと、どういうところが多くてどういうところが少ないとか、そういった状況が分かれば教えてください。

【説明者】

まず、区全体でいいますと、ほぼ全域に分布しています。ただ、重点地域の中には、町会単位、地区協議会単位等、非常に広範囲な場合や、学校のPTAなどの団体という場合もあります。それらが重なり合って、2重、3重になっている重点地区もあります。そういったところは、指定が頻繁に行われています。

また、四谷地域に若干少ないところがあります。今後も、そういったところには積極的に働き掛けたいと思っています。

【部会長】

重点地区間の情報交換について、地区の中での情報交換だけでなく、地区と地区をつなぐ情報交換も行っているのでしょうか。

【説明者】

一定の地域の中、例えば若松地域や四谷地域の中にある重点地区の方が集まって情報交換を行うことはあります。

【部会長】

「景色解読力」というのは、どのようなものなのでしょうか。

【説明者】

小宮教授が提唱している犯罪機会論によれば、入りやすくて見えにくい場所は、犯罪者が潜む可能性の非常に高いところであり、犯罪が起きやすい場所とされています。それに基づいて、まちを歩きながら「この場所はそういう危険度が高い」「ここは周りから見やすいから、あまり犯罪者が潜む可能性はない」といったことを見分けていく力です。

【部会長】

他にはよろしいですか。

では安全・安心対策担当へのヒアリングは以上とします。

ありがとうございました。

<説明者交代>

次に、47「災害情報システムの再構築」、48「災害用避難施設及び備蓄物資の充実等」について、危機管理課へのヒアリングを行います。

<委員紹介・趣旨説明>

では初めに47「災害情報システムの再構築」について、ご説明をお願いします。

【説明者】

よろしくお願いします。

災害が起きたときには、情報の収集、伝達というのが重要になります。そのための2つのシステムを、再構築する事業です。

1つ目のシステムは、発災時等に情報を収集し、区民の方にお知らせするシステムです。これを再構築するため「第1次整備」と「第2次整備」の2つを行います。

「第1次整備」というのは、帰宅困難者に関する情報を伝達する仕組みづくりです。既存の仕組みは、災害対策本部（以下「災対本部」という）と、地域本部である10特別出張所が、縦につながって情報を収集するもので、収集される情報は「避難所に何人避難しています」「この道路が寸断されています」といったものでした。しかし、東日本大震災のときに、新宿駅の帰宅困難者問題が大きくクローズアップされ、そちらへの対応が求められたため、新たにそのための情報を収集・配布する仕組みを整えることとしました。具体的には、新宿駅東口の広場に高所カメラを設置して人の状況を見れるようにしたり、電車が止まったときに人の滞留を防ぐため、その人たちにエリアメールやアルタビジョンを使って情報を提供する仕組みを構築したり、駅周辺の現地本部や災害活動拠点と結んで情報のやり取りをしたり、そういう仕組みを整備していこうというものです。昨年度設計をして、今年度実際にシステムの構築をしています。

「第2次整備」というのは、先ほどご説明した各地域本部から災対本部に情報を集める既存の仕組みに、区内49か所の避難所を加えて、それぞれの避難所からも情報を収集できる仕組みを構築するものです。具体的には、51か所の避難所それぞれにパソコンを設置して、避難所の状況をすぐに災対本部へ伝えることができる仕組みを整備します。これまで、トランシーバーを使用した音声による情報伝達手段はあったのですが、それに加えて文字情報が収集できるようになります。これは、今年度設計をして来年度整備をしていく

計画です。1つ目のシステムについては以上です。

2つ目は「被災者生活支援システム」という、罹災証明の発行システムです。家屋の被害調査をして罹災証明を発行するというのは、例えば「壊れそうだ」「住める」「住めない」といった判断をすることが非常に大変であるため、自治体にとってものすごい負担となります。そのため、それができるシステムを導入していこうというものです。

事業内容については以上です。

次に評価の内容についてですが、1つ目のシステムについてはおおむね計画どおり進んでいるのですが、被災者生活支援システムについて、昨年度と今年度で開発して導入していく計画だったものが、昨年度のところが進捗ができませんでした。昨年度、本庁舎の耐震に関する問題が浮上しまして、大地震があったときに使えなくなる可能性があるということで、そういった場合のためのBCPを策定することを優先をしたこと、また、それに伴い当初本庁舎に置く予定だったサーバーを、急きよ、仲之町の防災センターに置くことになり、そのための調整を行ったことなどからです。そのため、目的の達成度について「達成度が低い」と、「総合評価」について「計画以下」と評価しました。遅れた分については、今年度に、昨年度の部分を含めて実施することで、計画どおり導入したいと考えています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

ではご意見・ご質問をお願いします。

【委員】

罹災証明の発行システムはいつごろ稼働予定ですか。

【説明者】

一応、今年中に導入できる予定ですが、1年分の予算しかないものですから、機器を買取る予定だったものをリースに改めるなど、お金の工面をしながら導入していきたいと考えています。

【部会長】

災対本部と仲之町の防災センターとの連携はどのようになっているのでしょうか。

【説明者】

防災センターは、本庁舎のバックアップ機能を担っています。本庁舎の3階には災害時に活用する機器が入っているシステムの部屋があるんですが、そのバックアップが仲之町にあります。本庁舎になにかあったときには、災対本部を向こうに移して、区役所機能を各所に分散する計画になっています。

【委員】

駅周辺の現地本部というのは現在でもあるんですか。

【説明者】

「防災対策協議会」というところが様々な検討をしまして、東口は第1分庁舎、西

口は工学院大学新宿キャンパスの入っているエステック情報ビルに現地本部をつくって、情報収集等を行っていくことを考えています。

【委員】

そこにも機械は設置するんですか。

【説明者】

別事業になるのですが「都市再生安全確保計画」というものを策定し、今年度西口、来年度東口で計画を作っていく予定になっていまして、その中で、長距離無線LAN等による仕組みを検討していくことになっています。

【委員】

電源の確保はどうなっているのですか。

【説明者】

電気が止まることを想定して、発電方法等を構築しなければいけないことは論点になっています。なお、本庁舎については非常用電源があり、災対本部としてのシステムを72時間動かすことはできるようになっています。東口、西口の本部については、今後、都市再生安全確保計画の中で、電源も考えていかなければいけないと考えています。

【部会長】

ほかにはよろしいでしょうか。

では47については以上とします。

続いて、48「災害用避難施設及び備蓄物資の充実等」についてご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

区では災害に備えて、区内の避難所及び備蓄倉庫に食糧等いろいろな備蓄物資を備蓄していますが、東日本大震災を受けて、避難所には来ていない在宅避難者、及び具合の悪い方やご高齢で帰宅が困難となっている帰宅困難要援護者のための食糧の備蓄をしていこうというものです。また、震災時の円滑な災害用物資供給を行うため、備蓄物資の適正配置計画の策定や、帰宅困難者の運用資機材の配備を行います。

それから、東日本大震災の際に、物資を区の備蓄倉庫から避難所までの1キロ程度を運ぶのに、3時間も4時間もかかってしまった経験を踏まえて、震災時に円滑な災害用物資供給を行うための適正配置計画を策定します。

評価としては計画どおり着実に進めていることから「計画どおり」と評価しました。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

では、ご意見・ご質問のある方はどうぞ。

【委員】

これまで備蓄されてきたものというのは、避難所に避難してきた方向けのもので、帰宅

困難者向けのものなどは含まれていませんよね。

【説明者】

基本的にそうです。避難してきたご近所の方のための備蓄物資ということですね。

【委員】

基本的に、在宅避難者は自己でカバーしてほしいという考え方だったのではないのでしょうか。

【説明者】

在宅避難者や帰宅困難要援護者のための備蓄を進めたのは、区内 51 か所の避難所の倉庫ではなく、34 か所にある区の備蓄倉庫になります。

【委員】

帰宅困難者というのは、災害発生時にはどこに行けばよいのでしょうか。それから、在宅避難者への支援はどこで行うのでしょうか。

【説明者】

帰宅困難要援護者については、地震が発生したときにどこにいるかという話なので、基本的には区内各所に開設する「帰宅困難者一時滞在施設」に行ってもらうこととなります。物資もそういうところに入れることとなります。

それから、在宅避難者については、避難所を通じて食糧等の支援をすることとなります。

【委員】

倉庫に直接行くのではなく、避難所に来てほしいということですね。

【説明者】

そうです。

【部会長】

内部評価には、ご説明のあった取組のほかに「空気式膨張テントの配備」というものがあります。こちらについてご説明ください。

【説明者】

「空気式膨張テントの配備」というのは、区内 10 か所に設置される「医療救護所」というものに、空気式膨張テントを配備するものです。

【委員】

備蓄物資の配布について、東日本大震災でも大変時間がかかったというお話をお聞きします。昼間は職員の方がいると思うのですが、夜間の物資の配布は地域の方にお問い合わせするのでしょうか。

【説明者】

物資があっても、それを十分配ることができなければ意味がありませんから、輸送や補給の部分は非常に重要です。しかし、交通、運搬は区だけではとても対応できません。そのため、トラック協会さんと協定を結んで、スタッフを救援活動等に派遣してもらえることになっています。また、今後赤帽協会や個人タクシー等にもお願いをしていきたいと考

えています。

【委員】

指標の4にある「災害用避難施設の整備」というのは本部用の資材の整備ですよ。

【説明者】

本部用です。本部用テント等、施設を運用するための資材になります。

【委員】

備蓄やシステムを整備しても、それが分かっている人が指揮を執らないと駄目だと思うのですが、地震が起きたときは誰が指揮を執るのですか。

【説明者】

当然公共機関も被災をしますから、基本的には誰でもできるような仕組みを作らないと、避難所の運営なども立ち行きません。なので、例えば避難所は、区の職員が立ち上げるのではなく、まちの方による防災組織が、避難所を設置して運営をする仕組みになっています。特に夜地震があったときには、区内に区職員は1割強しかいませんから、十分な職員が参集するまでにはある程度の時間が必要になります。それでも大丈夫なように、できるところをできる人間がやる仕組みは絶対つくっておかないといけないと考えています。

【部会長】

指標の3と4について、目標値が「1」となっているのですが、これはどのような意味でしょうか。

【説明者】

当該年度に計画されていたものを、計画どおり実施すれば「1」できなければ「0」を記載するものです。

【部会長】

全てを購入して配備したという意味でなくて、24年度の方はやったという意味ですね。

【説明者】

はい。

【部会長】

ちょっと分かりにくいなと思いました。

指標の3についても同様ですか。

【説明者】

指標3については、適正配置計画書自体を24年度に策定したため、目標を達成したというものです。

【部会長】

では、これについては完璧にできたということでしょうか。

【説明者】

はい。策定しました。25年度以降は、策定計画に基づいて、再発注や再配置をしていきます。

【部会長】

備考欄等に、そういったことが書いてあると分かりやすいと思います。よろしくお願ひ
します。

【委員】

関連して、指標1の目標値は「6品目備蓄」となっていますが、6品目とは具体的にはな
んですか。

【説明者】

粉ミルク、ベビーフード、ビスケット、アルファルファ米、おかゆ、ランタン、以上の6
品目です。

【部会長】

ほかによろしいでしょうか。

では、危機管理課へのヒアリングは以上となります。

ありがとうございました。

<説明者交代>

【部会長】

次に、55「アスベスト対策」について、建築指導課へのヒアリングを行います。

<委員紹介・趣旨説明>

まず、事業のご説明をお願いします。

【説明者】

<説明者紹介>

よろしくお願いします。

はじめに、区の施策におけるこの事業の位置づけについてご説明します。

区は、まちづくりの基本目標の1つとして「IV 持続可能な都市の、都市と環境の創造
をするまち」を掲げています。この基本目標の実現のために、個別目標の1つとして「環
境への負荷を少なくし、未来を想定、未来の環境を創るまち」を掲げ、環境と調和するま
ちをつくり、未来に引き継いでいくことを目指しています。さらに、この個別目標を実現
するための基本施策の1つに「③ 良好な生活環境づくりの推進」があります。この基本
施策に基づく取組の1つが、この計画事業です。

事業の概要としては、民間の建築物の所有者等に対して、アスベスト含有調査を行うほ
か、吹き付けのアスベストの除去工事を実施します。また、これらの実施を指導、啓発し
ていきます。あわせて、個人又は中小企業が所有する建築物で、アスベスト及び吹き付け
のアスベストが施工されているおそれがあるものに対し、調査をするための費用を助成を
します。また、調査の結果、そういったものが発見された場合には、一定の範囲で除去費
用についても助成します。

アスベストというのは、現在では有害物質として認知されていますが、戦前からつい最
近まで、安価で耐火性能が高いといったことから、良質な建築材料又は工業材料として、

広く日本の中で使われてきました。特に、建築材料としては、建築基準法で平成 18 年に全面禁止をされるまでは、まず成分比 5%まで、次に 1%までと段階的に規制されたため、最近まで使われてきたという経緯があります。こういったものを、できるだけ速やかに解消していかなければいけないということから、平成 22 年度につくられた制度で、今年度で 3 年目になります。

事業の指標としては 3 つ設定しています。

1 つ目は「アスベストの除去工事の実施件数」です。24 年度は目標値 15 件に対して、4 件の実績がありました。ちなみに、23 年度についても 4 件の実施でした。

2 つ目は「調査の件数」です。24 年度の目標値 20 件に対し、6 件の実績でした。ちなみに、23 年度は 1 件でした。

3 つ目は「相談件数」です。24 年度の目標値 59 件に対し、79 件の実績でした。ちなみに、23 年度は 59 件でした。この件数が、第 2 次実行計画の目標数になっています。こちらについては、かなり浸透してきていると感じています。

事業経費については、年度途中で補正予算を組んで、事業規模を若干縮小しましたので、最終的に 92%の執行率でした。

事業の評価としては、おおむね適切と評価しましたが、先ほど申し上げたとおり、助成件数の目標に対して、まだまだ実績が伴っていないことから「目的（目標水準）の達成度」については、「達成度が低い」と、「総合評価」については「計画以下」と評価しました。

実績の向上については、以前より大きな課題としてとらえており、24 年度から取り組んできています。24 年度については、まだまだこの制度やアスベストの危険性が、一般の皆様に浸透していないことから、制度の普及啓発、PR に務めました。そういった取組から、徐々にではありますが、助成件数、相談件数ともに増えてきています。

25 年度についても、その流れを更に上向きにするため、広報など既存の媒体を活用するだけでなく、解体業者、工務店等、この事業に関わりの深い方に対し、こういう事業を使いながらアスベストを適正に処理していただきたいことを PR しています。

事業の取組方針としては、区内に存在するアスベストを一刻も早く解消していく 1 つのツールとして、この制度を積極的に使っていただくため、今後も、事業の PR を重点的に行っていきたいと考えています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、何かご質問等がありましたらお願いします。

【委員】

相談件数に対して実施件数が少ないのは、条件が合わなかった場合が多いのでしょうか。

【説明者】

お見込みのとおり、助成制度の対象が、アスベストなら何でもということではなく、例

えば耐火ボードなど、比較的安定しているものについては助成の対象とはなりませんから、条件が合わないという場合も若干あります。また、すぐ工事をするつもりではなく「アスベストとはどういうものなのか」「制度についてはどういう手続が要するのか」などについて、相談に来ただけという場合も多くあります。

【委員】

ご説明にもあったとおり、認知度が非常に低いと思います。区報等による周知には限界があると思うので、例えば、マンションの管理組合など、平成 18 年以前に建てられた建物のオーナー等を対象とした PR も考えてみてはいかがでしょうか。

【説明者】

経常事業のところでご説明しましたが、法に基づく定期報告という、建物の用途によって毎年とか 3 年に 1 回、人間でいう健康診断みたいなものをしていただく制度があります。このご案内をするのと合わせて、アスベスト対策に関するチラシや案内なども一緒に配っています。そういうところでも、周知を図っています。

【委員】

健康被害の面からのアプローチはされていますか。

【説明者】

パンフレット等の中で、人体への問題があるということには触れていますが、詳しく記載しているわけではないので、まだ工夫する余地があると思います。

【委員】

調査費用助成の上限が 25 万ということですが、これは調査費用に対して十分な金額なのでしょうか。

【説明者】

基本的にはかかった費用の 100%が出ていると考えています。ほとんどの建物の場合、1 サンプルを調べるのに大体 10 万円前後なんですね。大きな建物であっても、材質等が同じであれば、1 サンプルを取って検出すれば、全体が同じ結果だと推測できます。例えば増築重ねているような場合には、複数のサンプルを取る必要がありますが、上限はサンプルごとに異なっていますから、今までのところ、調査費に限って言えば、調査費を超えて持ち出しになった事例はありません。

なお、実施に至らない要因として、1 つ加えますと、リフォームや改修工事の際に取り除いていただきたいのですが、多額の工事費がかかるため、そのぐらいのお金をかけるのであれば、もっと豪華な仕様にしたりとか、目に見えるところにお金をかけたということで、アスベストについては最低限、封じ込めてしまったり、そのままにしてしまう方が、かなりいらっしゃるものと思っています。

【委員】

解体時に出るという、健康被害をもたらす細かい粒子というのは、飛散するのですか。

【説明者】

材料や工法にもよります。特に、綿状の吹き付けアスベストについては、外力が加われれば、ばらばらになって風に吹かれて飛んでいきますから、広範囲に影響が及ぶ可能性があります。それから、成形材であっても、例えば機械カッターで切るときに粉状のものが舞い上がったりするともありますから、作業マニュアルに基づき囲われた状態で作業をしたり、処分するにしても適正な管理型の処分所に捨てなければいけないということは、法令上の制限があります。

【委員】

罰則はないのですか。

【説明者】

罰則もあります。

【委員】

やっぱり業者の認識や意識は高いと思うので、あとは業者に工事を頼む側の問題だと思います。

【説明者】

国や東京都などとも連携しながら、様々な媒体を利用して周知啓発を行っています。

例えば、国は労働基準監督署、東京は環境局、区では私どものほか、衛生課などでも周知啓発をしています。

【委員】

先ほど課長がおっしゃったように、お金をかけるのであればもっと違うところにかけたいというのが建築主の気持ちだと思います。しかし、実際に被害に被るのは、工事を行う職人や、周辺住民ですよ。そうした認識を広めて、周辺から監視する目を植え付けていくことはできないのでしょうか。

【説明者】

そうですね。これまでも、そういうことも含めて制度のPR等を行っています。業者、建築主それぞれにあったPRを行う必要があると考えています。

【部会長】

アスベストに関する、悉皆調査はされたのでしょうか。

【説明者】

悉皆調査ではないのですが、新宿区にある約5万棟の建物の中で、築年数、構造等をある程度抽出して、アスベストの使われているおそれの高い建築物について、立ち入り、聞き取り等による調査を行っています。

ただ、実数がかかなり多いものですから「何々番地の何という建物にあるだろう」というところまで、全て把握しているわけではありません。ですから、引き続きアンケート調査や、未提出者への督促等を行っています。

【部会長】

アンケートはどのくらい提出されているのでしょうか。

【説明者】

総数としては3,000弱出されています。

【部会長】

定期報告でアスベストが使用されているかを把握することはできるのでしょうか。また、ほかになにか妙案はあるのでしょうか。

【説明者】

かなり以前の建物ですと、使われているか使われていないかということはなかなか分かりません。また、オーナーなどが変わってしまうと、そういう情報は余り引き継がれません。ですから、定期報告とか、ご相談を受けたときに、以前の図面などを見ていただき、この事業を使って調査をしていただきたいと思います。ご案内しています。

【部会長】

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

では建築指導課へのヒアリングは以上です。

ありがとうございました。

<説明者交代>

【部会長】

次に、67「細街路の拡幅整備」について、建築調整課へのヒアリングを行います。

<委員紹介・趣旨説明>

では、事業についてご説明をお願いします。

【説明者】

<説明者紹介>

よろしくお願いします。

まず、この事業の区の施策における位置付けをご説明します。

区は区政運営の基本目標として「IV 持続可能な都市と環境を創造するまち」を掲げています。この基本計画の実現のために個別目標として「3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち」があります。その個別目標の下に幾つかの基本施策が体系付けられていて、その1つに「③道路環境の整備」があります。この基本施策における取組の1つが、この事業です。位置づけについては以上です。

次に、事業の内容についてご説明します。

この事業は、「新宿区細街路拡幅整備条例」の規定に基づき、区が、区民、事業者の理解と協力の下に、幅員4メートル未満の細街路を拡幅整備していくものです。細街路というのは建築基準法上の42条2項道路に該当する道路です。

この事業の1つ目の考えとして、区道沿いの拡幅整備については、住民の方から、道路後退用地の寄附又は無償使用承諾をいただいたうえで、区が、区道として、区道域に編入して、直接整備を行います。また、私道の所有者全ての同意を得られれば、区が直接整備することができます。

もう 1 つの考え方としては、できるだけ総合的に路線全体で整備できないかというものです。

街区による細街路拡幅整備としてこれまで進めてきた拡幅整備は、基本的に敷地の建築計画に伴う建築確認申請の事前協議に基づくものでしたので、当該地の片側のみの拡幅整備でしたが、その機会に反対側の道路にも同様の拡幅を声掛け、要請してみたり、道路の拡幅だけではなく、電柱、交通標識、雨水升等を一緒にして、路線全体を総合的に整備できないかということで、23 年から取組を始めました。声掛けについては、確認申請があった場合に、当該地の反対側や両隣りといったところに行ったり、それから、区の避難施設にも、まだ下がってない施設が 12 施設残っていますから、そちらを下げる際に、その反対側の方にご協力をいただけないかといったことをお話しをしています。それから、1 つの路線の中で、既にほとんどの敷地が後退済みのところについて、残った敷地に対して個別に声を掛けながら、建築計画の伴わないところについても拡幅できるように進めています。

現況としては、細街路の延長は 194 キロ、その両側の 388 キロが対象となっており、そのうち、23 年度末は 16.2%、24 年度は 17.6%が完了となっています。

事業の目標とその実績としては、昨年度は 6.5 キロの目標に対して 5.6 キロという結果でした。

次に、昨年度の評価についてご説明します。

「サービスの負担と担い手」は、区道の編入部分について、事業者の方、所有者の方から寄附又は無償承諾を得て区が整備をするという、双方の役割分担の下でやっていますので「適切」と評価しました。区のメリットとしては、自ら確実に拡幅整備ができるということです。所有者のメリットとしては、自ら管理をしなくていいということです。道路の中に実際、目の前は一個の道路ですが、管理上、区道域に入っていないと、区道の部分と私道の部分という形になってしまい、双方が管理することになってしまいます。そういった管理の問題を解消し、区が管理できるようになるため、住民の方と協力して進めています。

「適切な目標設定」は、6.5 キロという目標設定距離については、建替えに伴う事前協議によるものとして、想定年間協議 500 件、1 か所当たりの想定整備距離を 12 メートル程度という概算で算出しまして 6 キロとし、建物建築計画に伴わない、声掛けによる協力要請で整備されるのが 0.5 キロとし、合わせて 6.5 キロと設定していることから「適切」と評価しました。

「効果的効率的な視点」は、区にとっては用地買収を行わずにできるということ、管理者、所有者の方にとっては管理しなくていいこと、道路空間を確実に確保できる部分広がることなどから、効果が非常に高いものと評価しています。

「目的（目標水準）の達成度」については、目標 6.5 キロに対して実績 5.6 キロ、達成度は 86.2%という結果でした。処理件数としては、23 年度は 568 件と同程度の 540 件を処理したのですが 1 件当たりの距離数が短く、平均距離が想定値の 12 メートルに至らなかった

たため、若干の差が出たもので、整備の件数としては、ほぼ目標どおりでした。また、声掛けによるものについても、5か所の工事の完了と、区の施設2か所について実績が上がりました。以上の事から、全体としては「達成度が高い」と評価しました。

「総合評価」は、事前協議に伴う拡幅整備について、先ほど申し上げた540件に加えて、落合第一小学校を中心とした路線約30か所の土地所有者に対して、拡幅整備の協力要請を行い、106メートル、3か所の拡幅整備を完了したこと、新宿中学校に隣接する細街路について、学校側の路線整備約30メートルを先行して実施したこと、住民の方のご協力、ご理解を得られるよう「建築なんでも相談会」「建築ふれあいフェア」等のイベントや、ホームページ、広報等を活用し、周知啓発活動に努めたことから、「計画どおり」と評価しました。

24年度の進捗状況と取組方針については、23年度から開始した声掛けについて、なかなか住民のご協力を得られなかったため、一層の周知活動を進めるとともに、都市計画部各課、みどり土木部、教育委員会、福祉部など関連部署と連携を図りながら、区の施設で後退の終わってないところを確実に進め、それとあわせて、沿道の所有者への協力要請を行って、できるだけ路線全体で整備できるよう進めました。

25年度を取組方針としては、啓発のための周知活動は重要だと考えています。実際に、6月15日の広報で、細街路に関する声掛けを周知したところ、区民の方から「うちの近所にも声掛けしてほしい」といったお声をいただきました。なので、今年度も一所懸命周知活動を行い、拡幅整備を進めていきたいと考えています。また、今年度は、先行して実施した新宿中学校に隣接する細街路の反対側の方などに協力要請を行いまして、新宿中学校に密接する細街路の部分を路線全体で整備できないか声掛けをしていきたいと思っています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、ご質問等をお願いします。

【委員】

2項道路として指定されているのが194キロなのですか。

【説明者】

はい。

【部会長】

建替えに伴う想定協議500件というのは、年間の建築確認件数全体の件数なのか、それとも、その中で2項道路に関わるもの件数なのかでしょうか。

【説明者】

この500件というのは、あくまでも2項道路に関わる件数です。

【部会長】

毎年度そのぐらいなのですか。

【説明者】

そうですね。この事業が始まってからの大体 10 年間のうち、最初のころは 450 件前後でしたが、この 2、3 年は 550 件を超えています。

【委員】

基本的に、区道の細街路、区道に接しているところを重点的にやっているのでしょうか。

【説明者】

この事業については区道と私道というのは、区別はありません。どちらも細街路としてやっています。ただ、手続的には、区道の場合は区道として区道域に編入するという手続が 1 つ入りますので、その違いがあります。

【委員】

神楽坂は 42 条 2 項道路については非常に困っている地域です。地区計画で細街路を守っていこうという立場のところもあるので、葛藤しているところがあるんです。こちらについてはどのようにお考えでしょうか。

【説明者】

様々な協議が行われているところで、区の中でもジレンマがあります。防災対策、安全対策とどのようにすり合わせられるか検討しているところです。

【部会長】

それは建築調整課の担当になるのでしょうか。

【説明者】

当課と、まちづくりのルールを作る部署が連携をしながらやっています。

【委員】

27 年度までに累計 82 キロを目標としていますが、最終的には 194 キロ全ての達成を目指すのでしょうか。

【説明者】

対象の路線については、最終的には 100%を目指しています。

【委員】

自然に 100%になるものなのでしょうか。

【説明者】

基準法上は建替えによってなっていくものなのですが、実際にはなっていないので、区が関与して拡幅整備しています。我々の計画としては、建物の建替えの更新の期間を見て、30 年程度を計画の目標に設定しています。

【委員】

片側だけが 4 メーター下がっても駄目なんですか。

【説明者】

そうですね。道路の中心は決まっていますから、そこから両側に 2 メーターずつを確保する必要がありますので、片側だけ 4 メーター下がっても 2 項道路のままです。

【部会長】

ほかにはよろしいでしょうか。

では、建築調整課へのヒアリングは以上になります。

ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者交代>

【部会長】

次に、78「歌舞伎町地区のまちづくり推進」について、特命プロジェクト推進課へのヒアリングを行います。

<委員紹介・趣旨説明>

では、事業のご説明からよろしくをお願いします。

【説明員】

<説明者紹介>

よろしくをお願いします。

まず、事業の全体像についてご説明します。

歌舞伎町ルネッサンスというのは、地元町会、警察、消防、区の連携により、防犯、環境づくり、賑わいづくり、ハード整備など、総合的な繁華街対策を行うものです。

歌舞伎町は、高度成長期からいわゆる繁華街、歓楽街に形を変えてくる中で、特に平成10年過ぎ辺りから非常に荒れた状況でした。ピンクチラシ、違法風俗店、不法滞在の外国人、不法設置看板、放置自転車、ポイ捨てごみの散乱などによって、暗い、汚い、怖いイメージが作られていて、実際に犯罪、事件等も多く発生していました。そして、歌舞伎町イコール新宿というイメージを多くの方がお持ちのようで、新宿そのもののイメージダウンにもつながるかなりの問題となっていました。

加えて、ご記憶にあるかと思いますが、平成13年9月1日、明星56ビルという雑居ビルで火災が起こり、44名もの尊い命が失われました。

以上のことから、総合的な繁華街対策が必要ということで平成17年の1月に「歌舞伎町ルネッサンス推進協議会」が立ち上げられることになりました。なお、この間、行政、まち、警察、消防等が何もしていなかったかということではありません。地元商店街振興組合は、安全・安心なまちづくりを進めていましたし、警視庁も防犯カメラの設置等、歌舞伎町に対する対策を立てていました。区も、自転車対策、清掃、不法看板の指導等を行っていましたが、こういったものを横串を通して取り組むことが必要だということで、官民が一体となった歌舞伎町ルネッサンスが始まりました。

歌舞伎町ルネッサンスは「誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシティ歌舞伎町」を作り上げることを最終的な目標として、「クリーン作戦」「地域活性化」「まちづくり」の3つのプロジェクトを行っています。

「クリーン作戦プロジェクト」は、犯罪インフラを除去するため、パトロールや不良外

国人への対応を行います。また、環境を浄化、美化するため、路上清掃やポイ捨て禁止の呼び掛け等を行います。

「地域活性化プロジェクト」というのは、新たな文化の創造と発信を行うものです。元々、歌舞伎町が大衆文化の発信拠点としてスタートしたことを活かして、歌舞伎町から新しい賑わいづくりをしていこうというものです。

「まちづくりプロジェクト」というのは、いわゆるハードの部分になります。民間事業者と区が、社会資本整備などを進めていくものになります。

この3つが1つになってエンターテイメント・シティ、歌舞伎町の実現を進めています。

次に、昨年度の実績についてご説明します。

「クリーン作戦プロジェクト」については、歌舞伎町のクリーン作戦、路上清掃、今は閉鎖していますがシネシティ広場の清掃、不法看板是正指導などを行ったほか、歌舞伎町に滞留するホームレスへの対策なども事業者と一緒に進めて行いました。安全・安心対策としては、警察と連携して安全・安心パトロールを週末を中心に行ったほか、飲酒運転の防止キャンペーン、自動車安全利用のキャンペーン、暴力団排除決起大会などを行いました。このほかにも、警察独自による各種取締り、消防による防火安全対策、入国管理局による違法外国人の取締りなどもルネッサンスの一環として実施しました。また、駅周辺と連携した活動として、新宿繁華街犯罪組織排除協議会の活動、新宿駅周辺の安全・安心を実現する会の活動、防災、帰宅困難者の対策なども実施しました。

「地域活性化プロジェクト」については、主に公共空間等を使って賑わいづくりを行った結果、24年度は過去最高の55件、129日、来場者の方が7万弱と、かなりの実績を上げることができました。主な内容としては、歌舞伎町で歌舞伎をやったり、ダンスコンテスト、日韓友好のイベントを開催したほか、大久保公園では「新宿オクトーバーフェスト」というドイツビールイベント、被災地支援プロジェクトなどを行いました。更に、健康プラザハイジア及び区役所前のスペースを使ってコンサート、イルミネーションなどを実施しています。また、アートを使ったまちづくりとして、新宿駅周辺と連携しながら、今年も8月の下旬から実施しますが、アートをキーワードに新宿のイメージアップ、歌舞伎町のイメージアップを図るイベントも行いました。

「まちづくりプロジェクト」については、快適で魅力あふれるまちづくりのため、今年の4月に策定した歌舞伎町街並みデザインガイドラインづくりを行いました。平成27年春にコマ劇場跡地に新宿東宝ビルが完成しますので、その周辺の街路、特にシネシティ広場、セントラルロードの整備等について、このガイドラインに基づき、今後整備を進めていくところです。そのほか、これまでの成果として、大久保公園の整備、花道通り、西武新宿駅前通りの整備も行っています。これにより「ホームレスがいなくなった」「環境が良くなった」といったお声をいただいています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

では、ご質問等ありましたら、お願いします。

【委員】

事業の目標設定については、歌舞伎町の様々なイメージが向上したと思う人の割合をあげていますが、これはどのような調査をなさっているんですか。

【説明員】

広聴担当課で行っている区政モニターアンケートの中で、歌舞伎町ルネッサンスに関する項目を設定して、平成17年から経年で調査しています。

【部会長】

目標設定の4について「歌舞伎町地区の啓発活動の推進」の定義が「靖国通りの駐輪場整備」、目標が27年度に300台となっているのですが、これについてご説明ください。

【説明員】

これは、昨年外部評価の方からご指摘をいただいて見直したものです。元々は自転車の撤去台数だったのですが、実際にはやればやるほど増えてしまって逆効果であったため、靖国通り沿いの駐輪台数を整備していくところを指標として設定したものです。

【部会長】

指標名と内容が合っていない感じがするのですが。

【説明員】

確かにそうですね。啓発活動という指標名は不適當かもしれません。

【部会長】

そうですね。これは少し検討していただいた方が良いかと思います。

【委員】

実際に駐輪場は増えたのですか。

【説明員】

今後増やしていくことになります。

また、道路上だけではなく、民間の開発に併せて必ずそういったものを整備してもらえるようお願いをしています。それから、歌舞伎町の違法駐輪の多くが従業員が乗ってきた自転車ということなので、お店に対しての啓発活動も、交通対策課が行っています。

【委員】

そうですね。放置自転車については、来街者より住民の問題が大きいと思います。ですから、住民や近隣の人たちを大切にして、地元に向けたものをやっていかないと、成り立っていかないと思います。住民にとっては大切な交通手段ですから、とにかく禁止するのではなく、適正な利用を促すように進めてほしいと思います。

【説明員】

承知しました。ご意見ありがとうございます。

【部会長】

すごくよくやっていたら、目標設定がもったいな気がします。

例えば指標1「歌舞伎町タウンマネジメントが進めるまちづくりの支援」という指標名の定義が「以前と比較して歌舞伎町のイメージが向上したと思う人の割合」となっていますが、これを地域活性化プロジェクトのイベントの数にするなど、リアルな数字を指標に入れた方が分かりやすくなる気がします。

【説明員】

おっしゃるとおり、聞き方については考える必要があると思います。例えば、区政モニターアンケートの項目は「文化の発信が盛んになったと思いますか」というものなのですが、ここでいう「文化」というものを、私どもが捉えている「大衆文化」ではなく、いわゆる「ハイカルチャー」「ファインアート」と捉えられてしまうと、聞いている側と答える側に乖離が生じてしまいます。今後、担当者とも話しながら、調整する必要があると考えています。

客観的に押さえられる数字がこれしかないので、なかなか難しいところはあるのですが、いただいたご意見を含めて、適切に評価できる指標をまた検討したいと思います。

【委員】

今の話にも関連しますが、事業経費について、それぞれのプロジェクトにどの程度使われたのかがわかるといいのではないかと思います。特に、ソフト面とハード面などは分けて整理した方が良いと思います。

【説明員】

この計画事業は、全部で7本の枝事業から構成されていて、それを一体的に評価していますので、先ほどの目標設定も含めて、事務局と調整しながら、評価の方法を検討していきたいと思います。

【部会長】

評価シートは別に一枚でなくてもいい気がするのですが。

この事業ではないのですが、別事業のヒアリングでも、再開発などはプロジェクトごとにシートを作られたらどうかというお話をしました。これも、新宿区として非常に力を入れている事業だと思いますので、ハードなものソフトなものを別々にしたり、枝事業一本ずつ評価するなど、評価方法をご検討いただきたいと思います。

【説明員】

ご意見ありがとうございます。

【委員】

あの火災以降、歌舞伎町は本当に怖くて歩けないイメージがあったんですが、防犯カメラの設置やまちづくりも随分進んできたことで、また安心して歩きやすくなった、歌舞伎町ルネッサンスの効果が十分出てきたと思っています。ぜひ今後も継続していただきたい。

【説明員】

ありがとうございます。

【委員】

イベントに参加している人たちなどへのアンケートは行っているのでしょうか。

【説明員】

はい。イベントに参加してくださる方その他関係ある方々に、ヒアリングしたりアンケートを取るなどの調査を行っています。これまでのところ、来てくれる方からも、例えば安全になったと思う人が8割を超えていたり、また来たいと思う人が9割を超えているなど、皆様いい評価をしていただいています。

【委員】

地元の方によるボランティア組織は当然関わっていると思いますが、それ以外の地域又は区外のボランティアも巻き込んで展開していけたらいいと思います。それにあたっては、「汚してはダメ」というだけでなく「汚さないようにしよう」という啓発の気持ちも盛り込んでいく活動ができればよりよいと思います。

【説明員】

ありがとうございます。

ボランティアについても、例えば清掃でいえば、毎週水曜日に行っている路上清掃に、昨年度も大勢の方々に参加いただきました。また、賑わいづくりの方も、学校やNPO団体等、様々な団体にご参加、ご協力いただきながら実施しています。今後も積極的にそういったものを取り入れて、効果的・効率的にやっていきたいと考えています。

【部会長】

ほかにはよろしいでしょうか。

では、特命プロジェクト推進課へのヒアリングは以上となります。

ありがとうございました。

<説明者退出>

以上でヒアリングは全て終了となります。

次回からは経常事業評価の部会取りまとめを行っていきますのでよろしくお願いします。

では、本日は閉会とします。

お疲れさまでした。

<閉会>